

平成26年12月11日提出

熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部改正について

熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例

熊本市企業管理者の給与に関する条例（昭和41年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第1条中「企業管理者」を「地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により本市に置かれる管理者（以下「企業管理者」という。）」に改める。

第2条中「700,000円」の次に「(熊本市交通事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第51号）第1条に規定する交通事業の企業管理者にあつては、630,000円)」を加える。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（提出理由）

自動車運送事業の廃止に伴い、交通事業の企業管理者の給料月額を改定するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。